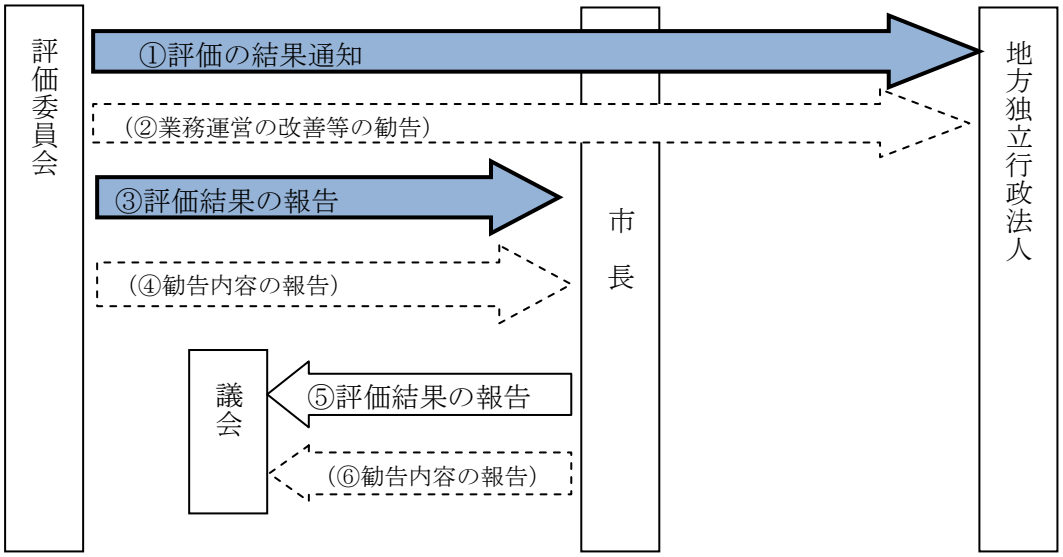
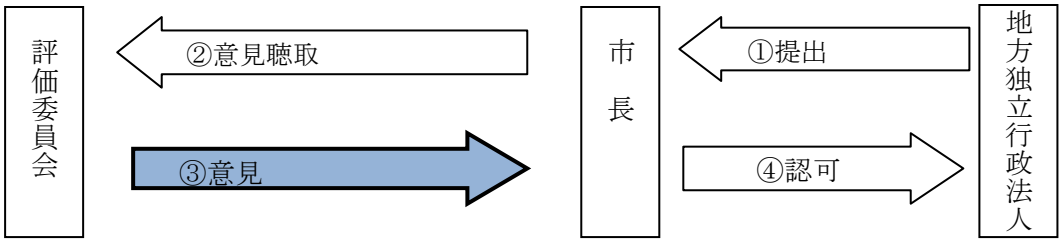
参考資料２

評価結果報告書等の今後の取扱い予定

各年度の業務実績の評価
第 28 条



財務諸表の承認
第 34 条



地方独立行政法人法　（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条　地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　**評価委員会は、**第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、**当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。**この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

４　**評価委員会は、**前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、**その通知に係る事項**（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）**を設立団体の長に報告**するとともに、**公表しなければならない。**

５　**設立団体の長は、**前項の規定による報告を受けたときは、**その旨を議会に報告しなければならない。**

（財務諸表等）

第三十四条　地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。

３　設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　**地方独立行政法人は、**第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、**財務諸表を公告し、**かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、**決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き**、設立団体の規則で定める期間、**一般の閲覧に供しなければならない。**